

東京商工会議所説明会（12月15日、16日）におけるQ&A

（申込手続きの変更点）

Q 1 前年度と手続き上で変わったことはありますか。

A 1 申込用紙1でE-Mailアドレスの記入を必須としたところ以外は、変わったところはありません（申込用紙2の記入方法は、前年度と同様）。

E-Mailアドレスについては、可能な限りご記入ください。

なお、お申込み後の話ですが、商工会議所の窓口でお申込みされた事業者の方への「再商品化委託承諾書」の送付方法が、紙による承諾書の送付ではなく、コンピュータ画面で承諾書をご確認いただく方法に変わります。詳細は、申込書類に同封の「再商品化義務履行に係る重要事項」の裏面（（2）再商品化委託承諾書のオンライン化）をご覧ください。

【Q2～Q6までの共通事項】

非申込FAX返信票	毎年度の申込時点で使用する用紙。 再商品化委託申込を行わない事業者（法の適用除外事業者や特定容器包装の利用・製造がない（または係る事業の全部を廃止した）事業者）が利用するもの。
申込・契約訂正申請書	再商品化委託申込後または契約後に使用する用紙。 再商品化委託申込・契約後に申込・契約内容に変更や修正が生じた場合に利用するもの。 今年度から表面に「e. 年度途中の合併」「f. 年度途中の事業譲渡」「g. 年度途中の事業廃止」を設けたことから、これらに印を付けた場合は、同申請書の裏面（4. 契約取消し・年度途中の合併、事業譲渡、事業の廃止にかかる申請）に記入してもらう。

以下の「A」に記載の『「非申込FAX返信票」表面の5』を『「申込・契約訂正申請書」の「e」（または「f」または「g」）』に読み替えることも可。

（非申込手続き）

Q 2 どのような場合に非申込手続きを行うのですか。

A 2 申込書類に同封の「非申込FAX返信票」に記載の「1」～「7」のいずれかに該当するか否かをまずご確認ください。該当する番号がありましたら、印を付けてください。なお、「5」に該当する事業者の方で、前年度お申込みをされている場合は、本票の裏面（事業の廃止に関する通知）も必ずご記入ください。

該当する番号がない場合で、お申込みされない場合は、その理由を「8」にご記入ください。ご記入いただいた理由（内容）によっては、後日、電話等で内容の確認をさせていただき、非申込に該当するかどうかをご相談させていただきます。

(事業譲渡)

Q 3 当社の事業を 社に譲渡しました。その場合の手続き方法を教えてください。

A 3 この場合は「非申込 F A X 返信票」表面の「5」に 印を付けた後、裏面（事業の廃止に関する通知）の各項目をご記入ください。そして、1.(オ)に 印を付け、2.「事業譲渡期日」、3. ~ をご記入ください。ご記入後は、お手数をおかけしますが、郵便で当協会に本票をご送付ください。

なお、譲渡先事業者(社)が、これまで特定事業者でない(特定事業者コードを持っていない)場合は、当協会にて特定事業者コードを付け、裏面3.に記載の所在地、担当者に再商品化申込書類をご送付いたします。

(会社分割・分社化)

Q 4 このたび会社分割を行ったため、当社ではなく、 会社で容器包装に係る事業を行うことになりました。この場合の手続き方法を教えてください。

A 4 この場合は「非申込 F A X 返信票」表面の「5」に 印を付けた後、裏面（事業の廃止に関する通知）の各項目をご記入ください。そして、1.(エ)に 印を付け、2.「会社分割日」、3. ~ をご記入ください。ご記入後は、お手数をおかけしますが、郵便で当協会に本票をご送付ください。

なお、分割後事業者(会社)が、これまで特定事業者でない(特定事業者コードを持っていない)場合は、当協会にて特定事業者コードを付け、裏面3.に記載の所在地、担当者に再商品化申込書類をご送付いたします。

(廃業・倒産)

Q 5 このたび商売をやめました。今後、申込書類の送付は不要です。その場合の手続き方法を教えてください。

A 5 この場合は「非申込 F A X 返信票」表面の「5」に 印を付けた後、裏面（事業の廃止に関する通知）の各項目をご記入ください。そして、1.(ア)または(ウ)に 印を付け、2.「事業の廃止日」をご記入ください。ご記入後は、お手数をおかけしますが、郵便で当協会に本票をご送付ください。この手続きで、以後申込書類を送付することはありません。

(社名変更)

Q 6 社名が変わりました。どのような手続きをとればいいですか。

A 6

<これまでに(過去に)一度でも再商品化委託申込を行っている場合>

「申込・契約訂正申請書」の所定欄(裏面3.)に所要事項をご記入のうえ、前年度までの精算金の帰属先を明確にするため、変更前・変更後の社名が記載された登記簿謄本(全履歴表示)を添付してご送付ください。

なお、添付いただく登記簿謄本は、原本が原則ですが、コピーの場合は「本謄本の(写)は、原本に相違ありません」とコピーした登記簿謄本に記載し、貴社名・貴社代表者名を明記のうえ、「申込・契約訂正申請書」の申請者欄に押印いただいた印と同じ印を押印してください。

<これまで非申込（または未申込）の場合>

「申込・契約訂正申請書」の提出で、登記簿謄本の提出は不要です。お申込みいただく際に、その時点での社名をご記入いただければ、その社名に変更いたします。

（業種の判断1：小売業（製造小売業含む）・卸売業・サービス業）

Q7 「主たる業種」の判断基準において「小売業」「卸売業」「サービス業」に含まれるのはどんな事業者ですか。

A7 「小売業」とは、例えば、野菜・鮮魚等の販売している一般小売店、スーパー、百貨店、テイクアウトを行うファーストフード店等を指し、

「卸売業」とは、卸問屋や輸入問屋、仲卸業者等を指します。基本的には、中小企業基本法による解釈に沿います。

「サービス業」とは役務（サービス）提供業で、例えば、クリーニング店、宅配業者等を指します。

また、漬物や和菓子などを直営工場で製造し、その場所（同一敷地内）で消費者に販売している、いわゆる「製造小売業」は、「小売業」に分類されます（総務省「日本標準産業分類」の分類基準によります）。

協会HP「Q&A」集の「特定事業者の実務に関する質問」（10020）より

（業種の判断2：製造卸売業）

Q8 製造した商品を卸売業者または小売業者に販売する「製造卸」事業者の「主たる業種」は、「製造業」「小売業」のどちらですか。

A8 「主たる業種」は「製造業」です。「日本標準産業分類」によると、主として製品を加工製造し、かつ卸売する事業所は「製造業」に分類されます。

協会HP「Q&A」集の「特定事業者の実務に関する質問」（10030）より

（業種の判断3：製造小売と製造卸を両方行っている場合）

Q9 商品を製造し、その場で小売を行う「製造小売」と製造した商品を卸売業または小売業に販売する「製造卸」を併せて行っている場合、「主たる業種」は、「製造業」「小売業」のどちらですか。

A9 「製造小売」は「小売業」、「製造卸」は「製造業」にそれぞれ該当します（日本標準産業分類）（総務省）による。

「製造小売」と「製造卸」を併せて行っている事業者の「主たる業種」は「売上高」が大きい方に該当します。売上高が同じ場合には「各事業の従業員数」から判断することになります。

協会HP「Q&A」集の「特定事業者の実務に関する質問」（10040）より

(容器と包装の別)

Q 1 0 「容器」「包装」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A 1 0 経済産業省作成のパンフレット「容器包装リサイクル法」p 6 ~ p 7 に、該当となる「容器」「包装」の素材・形状とその主な例、対象外となるものなどを掲載していますのでご覧ください。

なお、基本的には「底」があるものが容器です。したがって、お問い合わせの多いレジ袋(有償含む)は、「底」があるので容器です(包装ではありません)。

また、その素材・形状から『プラスチック製容器』となります。そして、ほとんどが小売店での利用となりますので、申込用紙 2 に記載の用途は「小売」に該当します。

(参考)「容器包装」の判断例は、当協会ホームページ「Q & A 集」の義務の対象となる「容器包装」の具体例をご覧ください。

(利用事業者と製造等事業者の両方義務が課せられる場合)

Q 1 1 輸入事業者は、利用事業者と製造等事業者の両方の再商品化義務を負うと聞きましたが、本当ですか。

A 1 1 はい。ただし、全ての輸入事業者が両方の義務を負うのではなく、次の場合の輸入事業者が両方の義務を負います。

特定容器が付された商品(例：ワイン、洋酒の酒類など)を輸入する事業者

< 義務を負う理由 >

輸入品の製造者は国外にあり、日本の法律を適用できないため、輸入事業者が義務を負うことにより、国産品と輸入品との公正性が確保できるように配慮されています。

例えば、酒類の輸入を行っている事業者は、自ら種類を容器に詰めたり、容器を製造している訳ではありませんが、輸入された品物に係る容器包装が、廃棄物になることについては、国内品と全く同様であるため、輸入した事業者は、国内品の利用事業者(中身メーカー)と同様の立場で「特定容器利用事業者」となるとともに、国内の容器製造事業者(容器メーカー)とも同様の立場で「特定容器製造等事業者」になります。したがって、利用・製造等の両方の再商品化の義務を負うこととなります。

< 輸入事業者であっても一方の義務しか負わない場合 >

- 1 . 特定容器そのものを輸入する場合・・・「特定容器製造等事業者」
- 2 . 特定包装(注)が付された商品を輸入する場合・・・「特定包装利用事業者」として、再商品化の義務を負います。

(注)包装は、その包装材が製造された時点では利用目的が定まっていない(何を包むか決まっていない)ため、製造等事業者はいないと判断されています。したがって、包装は利用事業者のみとなります。

(受託・委託の関係)

Q 1 2 当社は、 会社から 商品の製造を委託されています。再商品化の義務は、どちらの会社に課せられますか。

A 1 2 経済産業省作成のパンフレット「容器包装リサイクル法」p 2 1に「利用についての委託」「製造等についての委託」の事例が掲載されていますので、ご覧ください。

または、当協会ホームページ「Q & A集」の「特定事業者の実務に関する質問」の「(3)委託・受託の関係がある場合は誰が特定事業者？」に具体例をお示ししていますので、併せてご覧ください。

なお、委託・受託については、個々のケースにより、誰が特定事業者に該当するかの判断が難しいため、当協会コールセンター(TEL: 03 - 5251 - 4870 (営業時間) 平日 9:30 ~ 17:30)までお問い合わせください。

以 上